

## 【2. 理事会で定めなければならない細則－③】

### 任意退会に関する細則

※ 定款第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (総則)

第1条 定款第8条に規定する任意退会に関する事項を、次のように定めるものとする。

#### (退会届の提出)

第2条 任意退会を希望する者は別紙の「北師同窓会退会届」に退会する理由等を明記し事務局に提出するか、又は「北師同窓会退会届」の項目を満たすよう事務局に申し出る。

#### (退会届の様式)

第3条 退会届の様式は 別に定めるものとする。

附則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 【提出及び申し出先】

〒002-8073

札幌市北区あいの里3条3丁目 3番1号 北師会館内  
一般社団法人北師同窓会事務局

【様式】

# 北 師 同 窓 会 退 会 届

平成 年 月 日

一般社団法人北師同窓会長 様

住 所 〒

氏 名

卒業年月日

私は、このたび下記により一般社団法人北師同窓会を退会いたします。

【 退会理由 】

---

---

---

---

---